

ハンス・J・トイテベルク 著

『ドイツ産業共同決定史』

Hans Jürgen Teuteberg, Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland. Ursprung und Entwicklung ihrer Vorläufer im Denken und in der Wirklichkeit des 19. Jahrhunderts, Tübingen 1961, XX+587S.

本書は、ドイツにおいて古くしかも新しい問題である労使協調の現実形態とその思想の発展史を分析の対象としてい

る。  
周知の如く、ワイマール共和国の『経営協議会法』が、第二次大戦後新たな装をこらして『共同決定法』及び『経営組織法』として復活して以来、労働者の経営参加の問題が、現代西ドイツ社会政策研究あるいは経営社会学研究の主要な課

題の一つをなしている。ミュンスター大学の社会研究所編になる“*Soziale Forschung und Praxis*”叢書の第十五巻として現われた本書は、第一次大戦以後のドイツ経営組織に関するO・ノイローの理論的研究の後をうけて、「共同決定の客観的、思想的前提の成立過程を解明すること」(XVページの)を課題としている。本書は、従来の共同決定の研究では前史的な位置を占めるにすぎなかったところの、一九世紀におけるその先行形態を取扱ったほとんど唯一の体系的な研究書であるばかりでなく、新しい視角からのドイツ社会政策史研究として注目に値しやう。

著者が本書で使用している「共同決定」(Mitbestimmung)なる概念は、通常労働法で使用されている概念よりもはるかに広く、「労働者が経営及び経済の構成体に参加するあらゆる可能な諸形態」(XIIIページ)を包括する。かかる概念設定が既に著者の共同決定観と密接に結びついていることは言うまでもない。著者トイテベルクにあつては、「共同決定」とは、「経済的・社会的権力分割の新しい原理」である。共同決定の問題を、単に一経営内の制度的問題にとどめず「工場労働者を包み込む新しい産業秩序を下から作上げるダイナミックな社会的要因」(XIIIページ)としてとらえること、これが著者の基本的視角である。

このような視角から書かれた本書の特徴は、次の点にある。

(一)、共同決定の問題にたずさわった実践的な社会改良家の思想系譜が、Vornátr (一八四八年三月革命以前)にまでさかのぼって追求されている。

(二)、経営組織の拡大化と経営の意志形成の変化との内的関連が歴史的に明らかにされている。

(三)、一八九一年の『ベルレプシュ法』に対して、高い意義を認めている。

本書の構成は、

第一部 労働者の共同決定権に関する理論の成立——第一章 Vornátr における社会改良家の思想、第二章 四八年革命における民主的『労働組織』の要求

第二部 自発的な制限を行った企業家支配力 (Unternehm-  
ergewalt) の現実諸形態——第一章 経営の労働者自治の萌芽としての組合救済金庫制度、第二章 工場疾病金庫幹部会から経営代表制度の最初の形態としての労働者委員会へ

第三部 企業家支配力の法的制限をめぐる闘争——第一章

法定労働者代表制度の実施の試み、第二章 一八九一年の『ベルレプシュ法』による任意労働者委員会、第三章 恒常的経営代表制度の問題の中の鉱山業の特別な位置、第四章 世紀転換期における超企業的法定労働者代表制度の設置への努力、第五章 第一次大戦中における強制経営代表制度の全面的実施

見られる如く、大体において年代を追った問題整理が行われているが、全体にわたって思想的記述と実態分析の組合せという極めて複雑な構成をとっている。次に、章を追ってその大要を紹介しよう。

#### 一

第一部 第一章では、Vornátr における共同決定思想の創始者たちの思想系譜が、それぞれの思想家の略伝をおりまぜながら跡づけられている。著者によれば、ドイツにおける共同決定権の思想的萌芽は、ドイツ・ロマンティズムの精神運動を背景にして生まれ、当時の自由主義者たちによって「自由競争の中で個々人の力を倍加し、殊に労働者に自立性を獲得させる」と考えられたところの、「Assoziation」の理念の中にある、とされる。なぜならば、これは、中世的な身分的社會秩序が崩壊し、個人の孤立化が明白になった時現われてきたもので、「Assoziation」への呼びかけは、基本的には、まさしく社会・経済秩序の新規則を意味している」(六ページ)からである。このような観点から、著者は、通常の社会思想史に見られる叙述とは異って、社会改良家たちの実践的な提案を追求している。著者に従えば、共同決定の最初の提案は、ミュンヘン・ロマンティックの精神的中心と言われたバーダー (Benedikt Franz Xaver v. Baader) に認められる。著者が、労働者の貧困問題を慈善的手段で解決しようとしていた当時の社会改良家たちから、バーダーの提

案を区別している点は、バーダーが議会に対して労働者の代表権を要求したところにある。「これまでの制度や考え方は『プロレタリアートの市民化』は解決することが出来なかつた。革命によらぬ社会の有機的な自己改新がバーダーの究極目標であつた」(一五ページ)と述べてゐる。第二の提案者は、ヴォールヴィル(Immanuel Wohlwill)である。彼は「労働から引出される利潤が雇主だけの利益になるといふ不正」を排し、「正義にかなつた賃金体系」の実現を要求した。「労働者の協力の下で行われる、法律で定められた賃金協定」(二三ページ)というヴォールヴィルの提案を、著者は「企業家支配力の制限についての最初の提案」として注目している。バーダーやヴォールヴィルの提案を一步すすめて、はじめて一種の労働者委員会の構想を打出したのは、モール(Robert v. Mohl)である。彼は労使の利益分配のみに従事する『工場労働者代表制』(Fabrikarbeiter-Abordnung)を構想したが、これはさらにバルターラー(Johannes Alois Perthaler)によつて一般化されて、ここに労働者委員会が「社会的経営共同体の考えと結び」つけられるに至つた、と述べられている。そして、著者は、この章を次の如く結んでゐる。「信頼しうる社会的経営制度と全社会秩序との間の関連を認識し、全体性の自覚へ向つていったことが、これら共同決定権理論の最初の創始者たちの決定的な功績である」(四四ページ)と。

つづく第二章では、四八年革命の中で現われてきた共同決定思想が、職人層あるいは工業労働者層の運動と関連して論じられている。この期の共同決定思想は、『フランクフルト職人会議』の決議の中にもりこまれたヴィンケルブレヒ(Karl Georg Winkelblech)の『経済連邦主義制度』の構想と『労働者中央委員会』を指導したボルン(Stephan Born)の思想に代表される。ヴィンケルブレヒの構想は、一方では資本主義的自由競争を、他方では社会主義を批判しつつ、ツント制度の復活を唱導するものではあつたが、彼の意図は、当時の批評家たちによつて非難されていたような、中世的な身分秩序への復帰などにはなく、「新しい工場工業が明らかに包み込まれる」(八五ページ)のような「団体の編成」にあつたと述べ、この意味での進歩性を著者は指摘する。これに対して、ボルンの思想は、ツント思想と階級闘争思想とを同時に排除する「小ブルジョアの社会主義」と規定されるが、ヴィンケルブレヒとは逆に、ボルンにあつては「小ブルジョアの・手工業的思想から完全に自由であつたわけではなかつた」(八七ページ)ことが指摘されている。著者の言うところを総括すれば、ヴィンケルブレヒは職人層を足場に、ボルンは工場労働者層を足場に、それぞれの立場から新しい時代に適合した「労働組織」を要求するが、両者とも職人層と工業労働者層を一つの秩序に統合しようとしていた点に限界を有していた。この限界を越えて、工場では「手工業とは

全く別な秩序」が行われていることを認識し、手工業とは異った『工場営業条令』(Fabrik-Gewerbe-Ordnung)を要求したのが、デーゲンコルプ(Carl Degenkolb)であると云われる。著者は、フランクフルト国民議会の経済委員会における多数派草案と少数派草案のそれぞれの性格を分析した後、デーゲンコルプの要求が少数派草案第三条の『工場規則』及び第四条の『同業組合について』の中に生かされていることを指摘し、殊にその第三条については、「その構成の点でも、その権能の点でも、後の経営労働者委員会さらに今日の経営協議会の先駆とみなすことが出来る」(一一一ページ)とその歴史的意義を評している。もつとも、少数派草案に対する同様な評価は他にも見受けられるところではあるが、しかし、その思想的背景を明らかにしたということ、まさしく著者の功績と言ふべきであらう。

## 二

第二部 ここでの著者の課題は、経営内における労働者自治組織の発展を明らかにすることにある。第一章では、手工業における職業身分的な救済金庫制度の成立から、マニユファクチュア及び工場の疾病金庫制度への発展が論究されている。著者がこのような制度に着目するのは、その管理にあたって、「労働者と企業家の共同でのみ解決されるような多数の問題が繰返し現われる」(一一七ページ)からだと言われる。著者によれば、中世のツンフト制度の下で発達した救済金庫

制度は、その本来の相互扶助的機能のほかに、職業身分代表的な機能も有していた。この後者の機能は、手工業における友愛組合(Bruderschaft)から職人組合(Gesellenshaft)への発展の中で認められること、また鉞山の坑夫組合(Knappschaft)では、当初から両者の機能が統合されていたことを著者は資料的に確認している。次に、マニユファクチュアから機械制工場へと経営規模が発展していくにつれて、この制度が、量的に飛躍的な拡大を示すとともに、経営秩序の維持という性格を強めていく過程が、磁器マニユファクチュア、織物産業、大鉄工業等について実証的に分析されている。

第二章では、これが、一九世紀中頃より、さらに経営代表制の方向へ発展するに至る経緯が叙述されている。この発展の意義について、著者は、「経営疾病金庫幹部会が経営代表的機能をもった労働者委員会へ発展していったところでは、参加者には正しく意識されなくとも、工場の新しい人的組織形態と新しい社会的経営制度が生れた」(二〇九ページ)と述べ、この時期に設置された任意労働者委員会の性格を三つの類型に分けて考察している。そしてその場合、当時の任意労働者委員会の設置を「自発的な制限を行った企業家支配力」としてとらえる著者の視角から、いきおい企業家の動機に基づいて類型化が行われていることは注目されてよい。次にその三つの類型を示しておくならば——(一)、社会—自由主義的委員会。私経済的利用性の原理に基づいて設置された。

(二)、社会—倫理的委員会。経営における労使対立を、人間相互間のキリスト教的調和の欠如に帰する考えから生れてきた。(三)、立憲的工場制度。国家領域における権力分立をモデルにして、絶対主義的工場主に労働者議會を対置し、さらに両者の権利、義務を規定した工場規則を設けようとするものである。著者は、特にこの立憲君主制のアナロジーによる経営代表制度を高く評価しており、これは、他の二者と異つて、労働者の「権利の制度」をつくらうとした開明的な工場主らによつて設置されていふことを指摘している。

最後に、著者は、かかる任意労働者委員会に対する賛否両論に論及している。社会政策学会における諸見解、殊にシェモラー (Gustav v. Schmoller) の労働者委員会擁護論、社会民主党における正統派と修正派の対立、及びシュトウム (Carl Ferdinand Freiherr v. Stumm-Halberg) をはじめとする企業家団体の Herr-in-Hause 的立場からの反対論を紹介したのち、著者は、労働者委員会形成の阻止要因としての社会民主党正統派の原則的反対と並んで、シュトウムの拒否的態度について、「労働者委員会」に対するシュトウムの無条件的拒否は、労働者委員会の発展に、ともかく決定的な影響を与えた。このような拒否がなかったならば、ドイツにおける経営代表制度は、きつと、もつと速く、もつと順調に発展していただろう」(三〇二ページ)と評してゐる。

### 三

第三部 ここでは、五つの章にわたつて、四八年革命後から第一次大戦に至る労働者代表制度の立法化の發展史が跡づけられてゐるが、これを「企業家支配力の法的制限をめぐる闘争」と理解するのが著者の見方である。第一章では、一八九〇年のビスマルクの失脚までの期間が取扱われている。著者によれば、企業家支配力の法的制限のはじまりは、一八四九年のプロイセン営業協議会 (Gewerbeamt) の設置であつたが、これは「その発令の際にすでに死因を宿してゐた」(三三三ページ) ために、四八年革命期の社会的不安の通風弁としての政治的役割を果したが、労使の対立克服については、ならんら寄与するところなく終つた、とされる。かかるプロイセンでの挫折に対して、革命時代のザクセン王国における内務大臣ヴァインリヒ (Albert Christian Weining) の法定労働者代表制の草案は、「ドイツにおける法定経営代表制についての責任ある政府の最初の提案」(三三三ページ) であつたことが指摘されている。しかしこのザクセンにおける共同決定思想の昂揚も、つづく反動期には停滞していつた。その後、帝國創設期に、プロイセン商務次官ローマン (Christian Theodor Lohmann) の提案が現われたが、これもビスマルクの反対にあつて挫折を余儀なくされ、ようやく一八八九年の鉱山労働者ストライキの勃発、及びヴァイルヘルム二世の二月勅語が出されるに及んで、「労働者委員会の法的規制は、間近に迫つた。」

『ヒンデンブルク綱領』が述べられている。まず、社会主義的な自由労働組合が、レギーン (Carl Legien) の指導の下に次第に経営代表制度の問題に積極的な態度を示してきたことが指摘される。さらに著者は、社会民主党の修正主義化と第一次大戦勃発の際の「政治的城内平和」とが労働者委員会の設置に好都合な条件をなすに至ったことを論及している。そして、著者は、かかる労働者側の積極的態度に照応して、直接的には純軍事的必要から生れた一九一六年の『祖国補助勤務法』において、はじめて全ドイツ産業の中に強制的な経営代表制度が導入されたことを示し、「とくに補助勤務法は、國家を、*Herr-im-Hause* 的立場の援助から決定的にときはなち、そして経営の中での労働者の半隷屬状態を終結させた」(五三四ページ)と結んでいる。

#### 四

以上が本書のあらましの内容である。今日、西ドイツ共同決定権の問題については、数多くの研究書が出されているのに対して、ほとんど未開拓の領域とも言うべき、一九世紀におけるその史的発展を、歴大な資料を駆使して跡づけている本書は、わが国においては言うまでもなく、西ドイツにおいても、甚だ貴重な業績と言いうるだろう。ここでは、かかる力作の全貌をどれほどに伝え得たかは定かではないが、ともあれ本書が、既に出されている H・ヴィンターシュタインの書評<sup>(2)</sup>とは別の問題を私に懐かせたので、最後に感じたままの

問題点を示しておきたい。

(一)、前述した如く、本書において、フランクフルト国民議会経済委員会の少数派草案に至る思想的系譜の解明がなされていることは、著者の功績であると評してもよからう。しかしながら、著者はそれら改良家たちの思想活動の到達した結果だけからその系譜を追っているため、彼らの個性がヴィディッドに描かれていないという叙述上の難点が見受けられる。

(二)、一九世紀中頃に現われた任意労働者委員会の性格について、著者は企業家の動機から説明をおこなっているが、ドイツにおける資本主義の発達と労働運動の発展の中で、このような任意労働者委員会がどのような役割を果たしたかという点については、ほとんど分析されていない。著者にとっては、労働者のための福祉施設ではなく、その「権利の制度」をつくるような開明的企業家像が問題なのだろうが、かかる方法だけでは、当時の任意労働者委員会の性格を全面的に明らかにするには、なお不十分であると思われる。

(三)、労働組合と労働者委員会との関係についてである。今世紀初頭における経営代表制度の立法化の主要な促進要因の一つを自由労働組合の右傾化に求めていることの正当性を一応認めるとしても、一体、当時の状況において労働者委員会が労働組合あるいは労働者階級全体に対してどのような客観的意味を持つものであったかを確定しておく必要があるのではあるまいか。労働者委員会は企業家と労働者との力関係に

第二章では、ビスマルク失脚後に議會を通過した『ベルンブシュ法』の意義とその結末が論述されている。著者は、この營業条令の改正によって、経営内の規則はもはや一方的な企業家の意志だけでは決められず、また契約當事者間の私的問題でもなくなり、まさしく「公的問題」に属するようになったこと、従つて少くとも形式的には Herr-im-Hause の立場が排除されるに至つたことを挙げて、この改正法が「ドイツ経営制度と共同決定の發展の中で重要な切れ目をもたらした」(三八五ページ)と述べている。けれども、その実践的成果については、著者は、商工監督官の報告から、一八九一―二年にドイツ各地に労働者委員会が一時急速に増加したが、そのほとんどが開店休業の状態であつたことを確認している。そして、このような失敗の原因として、この法律が企業家の「善意」に期待をかけた任意労働者委員会を意図していたことと並んで、雇主の否定的態度、労働者側の不信と無関心、及びヴィルヘルム二世の反動政治への急変を指摘する。

つづく第三章では、任意労働者委員会から強制労働者委員会への發展として、鉱山法の改正が考察されている。さきのベルンブシュ法と同じ運命をたどつた一八九二年のプロイセン鉱山法改正以後、一九〇〇年に「はじめて眞の経営代表制的性格」を備えたバイエルン鉱山法の改正が行われ、さらに、一九〇五年におけるポサドフスキー (Arthur Graf v.

Posadowsky-Wehner) の鉱山法改正の中に、恒常的労働者委員会設置の規定がもり込まれた。この一九〇五年の鉱山法改正については、著者は、その直接的原因となつた鉱山労働者ストライキの経過を略述し、この規定が労使の「妥協」の産物であつたため、結局は両者の対立を克服しえず、ならんら実質的な成果をあげえなかつたことを明らかにしている。

第四章の問題は、一九〇八、九、一〇年と三回にわたる政府の労使代表法 (Arbeitskammergesetz) の提案とそれをめぐる帝國議會諸政党間の対立についてである。結論のみを示せば、「階級対立を中和し、會議所の中での実質的な職業上の協力に重きをおく」という意図で出されたこの法案も、社会民主党をはじめとする議會多数派の反対にあつて不成立に終つたとされる。ただ、ここで、著者が「産業臣民から産業市民の形成」をモットーとしていたナウマン (Friedrich Naumann) を引合に出して、「フリ、ドリ、ヒ・ナウマン」をはじめとする多くの社会政策家たちが、この法律の根本思想を、産業の労働生活にとつて将来唯一可能な解決として特徴づけたが、これが不成立だつたということは、社会対立がいかに深く且つ硬化していたかを明白に示していた」(五三三ページ)と述べているのは注意されてよい。なぜなら、一八九一年以後の諸立法不成立の主要な責任を社会対立に求めようとする著者の見方が、ここにも現われているからである。

第五章では、今世紀初頭以来の社会主義運動の新傾向と

じて様々な性格を持ちうること——そしてこのことこの分析は共同決定権の問題にとって決定的に重要である——を考慮するならば、本書ではかなり基本的な問題が残されてゐる。

(四) ヘルンシュタイン法について注目すべき見解が述べられてゐることは、既に示したところであるが、しかし、K・E・ホルンの研究にも消極的に指摘されてゐるように、この法律の本質は、労働運動への国家権力の新しい介入として理解されるべきではなからうか。

総じて、本書では、一九世紀におけるドイツ国家権力の性格の問題に対してなんらの考察もなされてゐないことと併せて、「労働者の共同決定の方向への社会的経営制度の発展」を「ゲノッセンシャフトの伝統と基本理念への復帰」(五三五ページ)ととゞえる著者の基本的立場に問題があると思われ。

- (1) Otto Neuloh, Die deutsche Betriebsverfassung und ihre Sozialformen bis zur Mitbestimmung, Tübingen 1956. Ders., Das neue Betriebsstil. Untersuchung über Wirklichkeit und Wirken der Mitbestimmung, Tübingen 1960.

(2) Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 119. Band/4. Heft, Tübingen 1963, S. 703—4.

ヴァンターシュタインの批判点は、本書では、一、企業家支配力の自発的制限を促した発展の必然性が明らかでないこと、二、産業臣民から産業市民への必然性が説得

的を述べられてゐないこと、以上の二点である。

- (3) Vgl. Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890—1914, Wiesbaden 1957, S. 99ff. (一九六四・九) (山田高生)